

【公益信託認可ガイドライン案イメージ】

第7章 移行認可（公益信託法附則関係）

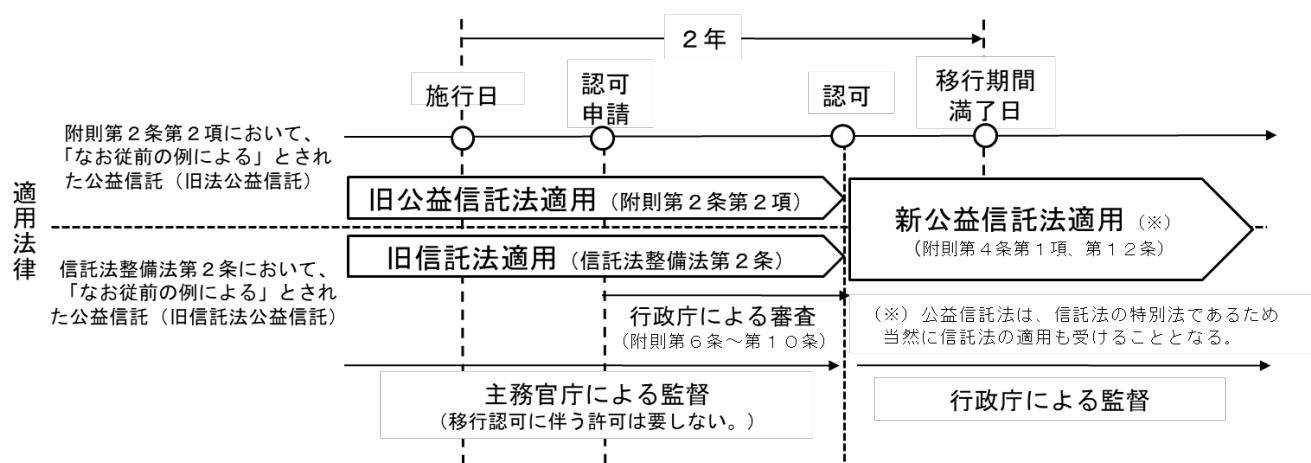
第7章 移行認可(公益信託法附則関係).....	1
第1 既存の公益信託に関する経過措置について	1
第2 移行認可の申請について	2

第7章 移行認可(公益信託法附則関係)

第1 既存の公益信託に関する経過措置について

- 旧制度において効力が生じた公益信託(以下「旧公益信託」という。)は、公益信託法の施行日(令和8年4月1日)から2年間(以下「移行期間」という。)の間に、行政庁の認可(以下「移行認可」という。)の申請¹をして、公益信託法の公益信託となることができる(【図表】「適用法律の関係」参照)。
- 移行認可を受けた旧公益信託は、移行認可を公益信託認可とみなして、移行認可があった日以後、公益信託法の規定が適用される(公益信託法附則第12条)。
- 行政庁の認可を受けるまでの間は、従来通り存続し、主務官庁の監督を受ける²³。
- 移行期間満了日(令和10年3月31日)に、移行認可を受けていない旧公益信託は、同日(移行認可申請が行政庁において審査中である場合は、当該申請を拒否する処分がなされた日)に終了⁴するものとされている(公益信託法附則第4条第1項・第2項)

【図表】 適用法律の関係



¹ 移行認可申請が拒否された場合において、移行期間内であれば、再度移行認可申請を行うことは可能である。

² 法律上の根拠について、旧公益信託法の規定により許可を受けた公益信託は、旧公益信託法が廃止されて根拠条文が失われることを踏まえ、公益信託法附則第2条第2項により「なお従前の例による」とされている。一方、平成18年の改正前の旧信託法の規定により許可を受けた公益信託は、信託法整備法第2条の規定による「なお従前の例による」状態が継続することになる。

³ 公益信託法附則第17条の規定により、旧公益信託は、公益信託法第5条の名称制限の対象とはならず、「公益信託」を名乗ることができる。

⁴ 清算手続については、旧公益信託法の許可を受けた公益信託は旧公益信託法の下で、旧信託法の許可を受けた公益信託は旧信託法の下で、なお従前の例により清算する。清算に当たり、信託行為の定めるところにより残余財産の帰属が定まらないときは、公益信託法第27条の規定が適用され、国庫(行政庁が都道府県知事の場合においては、当該都道府県)に帰属する(公益信託法附則第5条第2項)。

第2 移行認可の申請について

(1) 移行認可申請の準備等

- 移行認可の申請に先立ち、旧公益信託に係る信託の変更により、公益事務を行うことのみを目的とする旨(公益信託法第4条第2項柱書)のほか、同項各号に掲げる事項(公益信託法及び公益信託規則で信託行為に定めることとされている事項を定める(公益信託法附則第9条第1項)ための、内部手続を行う必要がある。
- この手続は、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び信託管理人(委託者が現に存しない場合は、受託者及び信託管理人)の合意によって行う(附則第9条第2項、第3項)。当該信託の変更には、旧主務官庁の許可は不要(同条第5項)であり、移行認可を受けなければ、その効力を生じない⁵(同条第4項)。
- 信託行為の内容については、第4章第1節を参照する。受託者や信託管理人のガバナンス、公益信託の運営に当たっての柔軟性の確保の観点を踏まえ、変更認可申請が必要な事項(必要的記載事項及び相対的記載事項に信託行為の規定)、公益信託のガバナンスの下で変更できる事項(それ以外の信託行為の規定など)、受託者の裁量により決定できる事項を意識して、信託行為の変更の案を作成することが望まれる。
なお、公益信託のガバナンス等については、旧信託法の例によることは許容されていないことに留意する⁶。
- 信託の変更の内容を証する書面については、行政庁による公表の対象であるが、個人情報保護の観点等から、個人である委託者の住所等を非開示とすることができるものとする。受託者は、申請に当たって委託者の意向を示すものとする。

(2) 行政庁

移行認可に係る行政庁は、公益信託認可の行政庁と同じである(第4章第2節第1参照)。
旧主務官庁が国の機関(又は都道府県の機関)である場合であっても、行政庁が都道府県知事(又は内閣総理大臣)となることがあり得ることに留意する。

(3) 移行認可の基準等

- 移行認可の基準は、公益信託認可の基準と同じである(公益信託法附則第7条)。
- 欠格事由は、公益信託法第9条の欠格事由⁷(附則第8条第1項)に加え、旧主務官庁の監

⁵ 移行認可に先立って効力を生じさせる必要がある信託行為の変更については、旧主務官庁の許可が必要となる。

⁶ 新制度の公益信託には、信託法整備法第2条の規定は適用されない。

⁷ 旧公益信託について、公益信託認可の取消しがされていることはあり得ないので、条文上、第9条第2号イに係るものは除外されている。

督上の命令に違反している旧公益信託は、移行認可を受けることができない(同条第2項)とされている。

(4) 申請書及び添付書類(公益信託法附則第6条)

○ 申請書の記載内容は、公益信託法第7条第2項に掲げる事項とされ、公益信託認可と同じである。

○ 添付書類についても以下の点を除き、公益信託認可と同じである。

なお、委託者の氏名及び住所(公益信託規則第1条第1号)について、委託者が現に存しない場合は、移行認可の申請に係る旧公益信託の信託行為に記載されている委託者の氏名及び住所を記載する。また、委託者の承諾書(公益信託規則第2条8号)について、委託者が現に存しない場合(遺言執行者の任務が終了している場合を含む。)は、提出を要しない。

- ・ 「信託の変更の内容を証する書面」(附則第6条2項2号)⁸。
- ・ 信託行為の変更について、信託行為の定めにより変更があったことを証する書面又は委託者、受託者及び信託管理人(委託者が現に存しない場合は、受託者及び信託管理人)の合意があったことを証する書面(公益信託規則第55条第2項第1号)
- ・ 直近⁹の信託概況報告、財産目録及び収支決算書(公益信託規則第55条第2項第2号)
原則として、旧主務官庁の府省令において定期提出書類として提出したものを添付する。

(5) 移行認可の手続

○ 行政庁は、公益認可申請の場合と同様の意見聴取を行う(公益信託法附則第10条において準用する同法第10条)ほか、旧主務官庁に対し、公益信託法第9条第5号及び公益信託法附則第8条第2項に規定する事由の有無について、意見聴取を行う。

○ 行政庁は、移行認可の申請に対する処分をしようとする場合(欠格事由に該当し、又は行政手続法第7条の規定に基づき、認定を拒否する場を除く。)には、委員会等に諮問しなければな

⁸ 公益信託認可の申請では、「公益信託に係る信託の内容を証する書面」を添付するが(公益信託法第7条第3項第1号)、移行認可の申請では、すでに信託行為等が存在しているため。

⁹ 原則として、移行認可申請をする日の属する信託事務年度の前信託事務年度のもの(公益信託規則第55条第2項)。移行認可の申請が当該公益信託の信託事務年度終了から3か月以内に行われ(信託事務年度終了日が3月31日であれば、4月1日から6月30日までの間)、前信託事務年度の信託概況報告、財産目録及び収支決算書が作成されていない場合には、前々信託事務年度における信託概況報告、財産目録及び収支決算書を添付する(同条第3項)。

らない(公益信託法附則第13条第1項¹⁰)。その際には、公益信託法附則第10条の規定による許認可等行政機関の意見を付さなければならないとされている。

- 委員会の答申は公表される(公益信託法附則第14条において準用する同法第35条)。行政庁は、委員会の答申を尊重して処分を行う。

なお、行政庁及び受託者の負担軽減を図る観点から、移行認可処分を行う日付については、1年を下回る範囲で受託者の要請に応じるものとする。

- 行政庁は、申請書の提出を受け又は移行認可若しくは移行認可をしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知することとされている(公益信託法附則第11条)。
- 公益信託認可の申請は行政手続法上の申請であり、行政庁の決定は処分に当たる。行政庁の不作为に対しては不作为の審査請求(第1章第5節第3)や不作为の違法確認訴訟(行政事件訴訟法第3条第5項)によって、救済を求めることができる。また、不認可処分に対しては、受託者は審査請求(第1章第5節第3)や取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)によって、当該処分を争うことができる。
- なお、移行認可を受けた旧公益信託は、移行認可があった日以後、公益信託法の規定が適用され、公益信託の受託者は、公益信託法の規定を遵守する必要がある、遅滞なく、事業計画書の作成・備置き等が必要となる(第5章第2節第1(1)(備考)及び同(2)⑥参照)。

¹⁰ 都道府県知事が行政庁の場合は、公益信託法附則第16条の規定により準用される同法附則第13条第1項。